

「投信取引総合規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

Page	新	旧文書	備考	差分
				(略)
新:1 旧:1	第3条（申込方法等）	第3条（申込方法等）		
新:1 旧:1	お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 <u>記名</u> 押印し、これを当会に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当会が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。	お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 <u>署名</u> 押印し、これを当会に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当会が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。		<u>変更</u>
				(略)
新:2 旧:2	第6条（指定口座の取扱い）	第6条（指定口座の取扱い）		
新:2 旧:2	お客様が、投資信託総合取引の申込みをされる場合には、投資信託総合取引にかかる投資信託または外国投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当会が認める場合を除き、あらかじめ指定された貯金口座（以下、「指定口座」といいます。）を通じた引落しの方法によることとします。	お客様が、投資信託総合取引の申込みをされる場合には、投資信託総合取引にかかる投資信託または外国投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当会が認める場合を除き、あらかじめ指定された貯金口座（以下、「指定口座」といいます。）を通じた <u>引き落</u> しの方法によることとします。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	この場合、個人のお客様については、自動引落しの方法によることとし、指定口座にかかる貯金規定にかかわらず、小切手または貯金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。	この場合、個人のお客様については、自動 <u>引き落</u> しの方法によることとし、指定口座にかかる貯金規定にかかわらず、小切手または貯金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	なお、指定口座は当会本支店におけるお客様名義かつ本人確認済みの普通貯金口座または当座貯金口座とします。指定口座以外からの引落しを希望される場合は、別途購入申込書による申込みが必要になります。	なお、指定口座は当会本支店におけるお客様名義かつ本人確認済みの普通貯金口座または当座貯金口座とします。指定口座以外からの <u>引き落</u> しを希望される場合は、別途購入申込書による申込みが必要になります。		<u>変更</u>
				(略)
新:2 旧:2	4 当会が、投資信託または外国投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等を支払う場合で、指定口座に入金するときは、取引報告書（契	4 当会が、投資信託または外国投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等を支払う場合で、指定口座に入金するときは、取引報告書（契		<u>変更</u>

Page	新	旧文書	備考	差分
	約締結時交付書面) およびその他書面により入金金額等の明細を記載して送付しますので、その内容を <u>ご</u> 確認ください。	約締結時交付書面) およびその他書面により入金金額等の明細を記載して送付しますので、その内容を確認ください。		
				(略)
新:3 旧:4	第 11 条 (投資信託総合取引の解約)	第 11 条 (投資信託総合取引の解約)		
新:4 旧:4	投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 4 条による当会からの申出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当会は責任を負いません。	投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 4 条による当会からの申 <u>し</u> 出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替 <u>え</u> ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当会は責任を負いません。		<u>変更</u>
新:4 旧:4	① お客様から投資信託総合取引の解約の申出があったとき。	① お客様から投資信託総合取引の解約の申 <u>し</u> 出があったとき。		<u>変更</u>
新:4 旧:4	② お客様から振替決済口座の解約の申出があったとき。	② お客様から振替決済口座の解約の申 <u>し</u> 出があったとき。		<u>変更</u>
				(略)
新:5 旧:5	2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当会は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当会は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。	2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当会は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当会は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。		

Page	新	旧文書	備考	差分
				(略)
新:5 旧:5	③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。	③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合		<u>変更</u>
				(略)

附則

この規定の変更は、令和8年9月1日から施行する。